

(目的)

第1条 この規程は、農業者以外の者が、野菜、花等を栽培して、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めることを目的に日高市が行う特定農地貸付け（以下「貸付け」という。）の実施・運営に関し必要な事項を定める。

(貸付主体)

第2条 本貸付けは、日高市が実施するものとする。

(貸付対象農地)

第3条 貸付けに係る農地（以下「貸付農地」という。）の所在、地番、面積及び日高市の貸付農地についての使用及び収益を目的とする権利の種類並びに貸付農地の所有者の氏名又は名称及び住所は、別表のとおりとする。

(貸付条件)

第4条 貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付期間は、原則として3年とする。ただし、補欠者をもって補充するときは、前決定者の残存期間とする。
- (2) 貸付けに係る入園料は、次のとおりとする。

農園名	入園料（1区画当たりの年額）
巾着田農園	3,000円
中鹿山農園	3,000円
南平沢農園	3,000円

- (3) 前号の規定にかかわらず、年度途中から貸付けを受ける者については、利用期間に応じ入園料を月割りとすることができる。この場合の月割計算については、第7条第3項の利用決定を受けた月の翌月から起算するものとする。

- (4) 貸付けを受ける者（以下「借受者」という。）は、入園料を、納入通知書により指定された納期限までに日高市に支払うものとする。

2 借受者は、貸付農地において、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1) 建物及び工作物を設置すること。

- (2) 営利を目的として作物を栽培すること。
- (3) 貸付農地を転貸すること。
- (4) 野菜、草花等の栽培以外の用途に使用すること。
- (5) 樹木を栽培すること。
- (6) 近隣の土地又は指定された区画以外に立ち入ったり、不法駐車等近隣の住民や他の借受者に迷惑を及ぼすこと。
- (7) 廃物、汚物又は資材等の農作物栽培に必要としない物の搬入及び耕土の搬出をすること。
- (8) その他農園の運営目的に反すること。

(募集の方法)

第5条 貸付けを受けようとする者の募集は、広報紙に掲載するほか、チラシ、掲示等による一般公募とする。

(申込みの方法)

第6条 貸付けを受けようとする者は、募集期間内に市民農園利用申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

- 2 前項の申込みをすることができるものは、原則として、日高市内に住所を有する者で、1世帯1人とする。

(選考の方法)

第7条 市長は、前条の規定に基づき申込みをした者の中から、借受者を決定するものとする。

- 2 市長は、申込みをした者の数が募集した数を上回る場合は、抽選により借受者を決定することとし、同時に補欠者及び当該補欠とすべき順序を決定するものとする。
- 3 市長は、前2項により借受者を決定した場合は、その旨を当該者に市民農園利用決定通知書（様式第2号）により通知し、請書（様式第3号）を提出させるものとする。

(貸付農地の管理・運営等)

第8条 市長は、貸付農地及び施設の適切な維持・管理及び運営を図るため世話人を設置する。

- 2 世話人は、農業委員会委員等が行い、次の業務を行う。

- (1) 貸付農地の見回り及び借受者に対する必要な指示
- (2) 貸付農地における作物の栽培等の指導

(利用の解除)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の解除をすることができる。

- (1) 借受者が貸付農地を原状に復した後、利用の解除を申し出たとき。

- (2) 第4条第2項に掲げる行為をしたとき。
- (3) 貸付農地を耕作しないとき。
- (4) 納入期限までに入園料の支払いを怠ったとき。

2 市長は、利用の解除を行ったときは、市民農園利用取消通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

（貸付農地の返還）

第10条 借受者は、第4条第1項第1号の規定による貸付期間が終了するとき、又は前条の規定による利用の解除を受けたときは、速やかに貸付農地を原状に復し（前条第1項第1号の申し出による利用の解除の場合を除く。）、返還しなければならない。

（入園料の不還付）

第11条 既に納めた入園料は、還付しない。ただし、次に掲げる事由に該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。

- (1) 借受者の責任でない理由で貸付けができなくなったとき。
- (2) 市長が相当の理由があると認めたとき。

（雑則）

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。